

「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>内部管理担当役員等</u> 会員の金融先物取引業務の内部管理を担当する<u>第5条第1項に定める者をいう。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(<u>内部管理担当役員等の配置及び報告</u>)</p> <p>第4条 会員は、<u>内部管理担当役員等</u>を任命し、配置しなければならない。</p> <p>2 会員は、前項において配置した<u>内部管理担当役員等</u>を、<u>本協会所定の様式</u>により遅滞なく、本協会に報告するものとする。</p> <p>3 会員は、前項の報告内容に変更又は廃止がある場合には、<u>本協会所定の様式</u>により遅滞なく、本協会にその内容を報告するものとする。</p> <p>(<u>内部管理担当役員等の資格要件</u>)</p> <p>第5条 <u>内部管理担当役員等は、会員の金融先物取引業務の内部管理を担当する者で、次の各号に掲げる者(外国法人である会員については、日本における主たる支店又は営業所若しくは事務所において常務に従事している国内における代表者又はこれに準ずる権限を有する者に限る。)</u>とする。</p> <p><u>(1) 取締役</u></p> <p><u>(2) 執行役</u></p> <p><u>(3) 執行役員</u></p> <p><u>(4) 内部管理業務の責任者であって、取締役会その他経営の意思決定及び業務執行に関する会議体の議事の内容を確認できる者(内部管理を担当す</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>内部管理担当役員</u> 会員の金融先物取引業務の内部管理を担当する<u>役員をいう。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(<u>内部管理担当役員</u>の配置及び報告)</p> <p>第4条 会員は、<u>内部管理担当役員</u>を任命し、配置しなければならない。</p> <p>2 会員は、前項において配置した<u>内部管理担当役員</u>を、<u>別紙様式1</u>により遅滞なく、本協会に報告するものとする。</p> <p>3 会員は、前項の報告内容に変更又は廃止がある場合には、<u>別紙様式2</u>により遅滞なく、本協会にその内容を報告するものとする。</p> <p>(<u>内部管理担当役員</u>の資格要件)</p> <p>第5条 <u>内部管理担当役員は、会員の金融先物取引業務の内部管理を担当する取締役、執行役又は執行役員でなければならない。</u></p>

る(1)から(3)までに掲げる者がいない場合に限る。)

- 2 会員は、「外務員の登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第11条第1項の規定による外務員登録の取消処分を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から5年間は、内部管理担当役員等に任命してはならない。
- 3 会員は、外務員規則第6条第1項の規定による外務員資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、内部管理担当役員等に任命してはならない。
- 4 会員は、第11条第1項の内部管理責任者資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、内部管理担当役員等に任命してはならない。
- 5 会員は、外務員規則第11条第1項の規定による外務員の職務の停止処分を受けた者について、その職務停止期間中は、内部管理担当役員等に任命してはならない。
- 6 会員は、外務員規則第6条第1項の規定による外務員資格停止処分を受けた者について、その外務員資格の効力の停止期間中は、内部管理担当役員等に任命してはならない。
- 7 会員は、第11条第1項の内部管理責任者資格停止処分を受けた者について、その内部管理責任者資格の効力の停止期間中は、内部管理担当役員等に任命してはならない。

(内部管理担当役員等の責務)

第6条 内部管理担当役員等は、自ら法令諸規則を遵守するとともに、当該会員の役員又は従業員に対し、法令諸規則の遵守の営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、取引の執行、顧客管理その他の金融先物取引業務が適正に行われるよう、内部管理態勢の整備に努めなければならない。

- 2 内部管理担当役員等は、会員における営業活動が法令諸規則を遵守し、適正に行われるよう内部管理責任者を指導、監督し、法令諸規則に違反する行為(以下「法令諸規則等違反行為」という。)が発生した場合には、法令諸規則に照らし、適正に処

- 2 会員は、「外務員の登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第11条第1項の規定による外務員登録の取消処分を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から5年間は、内部管理担当役員に任命してはならない。
- 3 会員は、外務員規則第6条第1項の規定による外務員資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、内部管理担当役員に任命してはならない。
- 4 会員は、第11条第1項の内部管理責任者資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、内部管理担当役員に任命してはならない。
- 5 会員は、外務員規則第11条第1項の規定による外務員の職務の停止処分を受けた者について、その職務停止期間中は、内部管理担当役員に任命してはならない。
- 6 会員は、外務員規則第6条第1項の規定による外務員資格停止処分を受けた者について、その外務員資格の効力の停止期間中は、内部管理担当役員に任命してはならない。
- 7 会員は、第11条第1項の内部管理責任者資格停止処分を受けた者について、その内部管理責任者資格の効力の停止期間中は、内部管理担当役員に任命してはならない。

(内部管理担当役員の責務)

第6条 内部管理担当役員は、自ら法令諸規則を遵守するとともに、当該会員の役員又は従業員に対し、法令諸規則の遵守の営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、取引の執行、顧客管理その他の金融先物取引業務が適正に行われるよう、内部管理態勢の整備に努めなければならない。

- 2 内部管理担当役員は、会員における営業活動が法令諸規則を遵守し、適正に行われるよう内部管理責任者を指導、監督し、法令諸規則に違反する行為(以下「法令諸規則等違反行為」という。)が発生した場合には、法令諸規則に照らし、適正に処理

理しなければならない。

3 内部管理担当役員等は、当該会員の投資勧誘等の営業活動、取引の執行、顧客管理その他の金融先物取引業務に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を定款第9条に規定する会員代表者に報告し、その指示を受けなければならない。

(内部管理担当役員等への交代勧告)

第7条 本協会は、内部管理担当役員等が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該内部管理担当役員等の交代勧告をすることができる。

- (1) 内部管理担当役員等自らが法令諸規則等違反行為を行ったとき。
- (2) 会員の役員又は従業員による法令諸規則等違反行為が発生した場合において、内部管理担当役員等が当該法令諸規則等違反行為を隠蔽、放置した場合や、当該法令諸規則等違反行為が内部管理担当役員等の指示により発生した場合等、内部管理担当役員等が第6条各項に定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。

第8条、第9条 (略)

(内部管理責任者の責務)

第10条 内部管理責任者は、自ら法令諸規則を遵守するとともに、会員の金融先物取引業が法令諸規則を遵守して適正に遂行されているか常時監査する等適切な内部管理を行わなければならない。

2 内部管理責任者は、会員の金融先物取引に係る取引の執行、顧客管理その他の金融先物取引業に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を内部管理担当役員等に報告し、その指示を受けなければならない。

第11条～第13条 (略)

(協会への報告)

第14条 会員は、毎年7月末日現在における内部管理担当役員等及び内部管理責任者の名簿を作成

しなければならない。

3 内部管理担当役員は、当該会員の投資勧誘等の営業活動、取引の執行、顧客管理その他の金融先物取引業務に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を定款第9条に規定する会員代表者に報告し、その指示を受けなければならない。

(内部管理担当役員への交代勧告)

第7条 本協会は、内部管理担当役員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該内部管理担当役員の交代勧告をすることができる。

- (1) 内部管理担当役員自らが法令諸規則等違反行為を行ったとき。
- (2) 会員の役員又は従業員による法令諸規則等違反行為が発生した場合において、内部管理担当役員が当該法令諸規則等違反行為を隠蔽、放置した場合や、当該法令諸規則等違反行為が内部管理担当役員の指示により発生した場合等、内部管理担当役員が第6条各項に定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。

第8条、第9条 (略)

(内部管理責任者の責務)

第10条 内部管理責任者は、自ら法令諸規則を遵守するとともに、会員の金融先物取引業が法令諸規則を遵守して適正に遂行されているか常時監査する等適切な内部管理を行わなければならない。

2 内部管理責任者は、会員の金融先物取引に係る取引の執行、顧客管理その他の金融先物取引業に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を内部管理担当役員に報告し、その指示を受けなければならない。

第11条～第13条 (略)

(協会への報告)

第14条 会員は、毎年7月末日現在における内部管理担当役員及び内部管理責任者の名簿を作成し、

し、本協会所定の様式により本協会に報告するものとする。

(本協会への照会)

第 15 条 会員は内部管理責任者を任命するときには、任命しようとする者が、最近5年間に本協会から処分を受けているかどうかについて、本協会所定の様式により事前に本協会に照会しなければならない。

2 (略)

以下略

**附 則** (2022.●.●一部改正)

この改正は、2022年●●月●●日から施行する。

別紙様式3により本協会に報告するものとする。

(本協会への照会)

第 15 条 会員は内部管理責任者を任命するときには、任命しようとする者が、最近5年間に本協会から処分を受けているかどうかについて、別紙様式4により事前に本協会に照会しなければならない。

2 (略)

以下略